

留萌市緊急対策応援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、特に経営に大きな影響を受けている市内の「飲食業」を営む事業者を対象に、今後の事業継続に向けた取組等を支援する緊急的な対策として、助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「飲食業」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）による飲食店営業の許可証を有し、喫茶、食堂、すし屋、そば屋、ラーメン屋、焼き肉店、居酒屋、レストラン、バー、スナックなど、店内に客席を設け、専ら客に飲食をさせる業態をいう。

(助成対象)

第3条 この要綱による助成金の交付対象は、申請時点において、市内で現に飲食業として営業する店舗及び施設（以下「営業施設」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金を申請することができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めない者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、150,000円とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに留萌市飲食店緊急対策応援金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 食品衛生法による営業許可証の写し
- (2) 前年度決算書等営業実績（確定申告書等）が確認できる書類の写し
- (3) 振込先口座の情報が確認できる預金通帳等の写し

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、申請書に添える書類を追加又は省略することができる。

(助成金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容の審査を行い、助成金の交付の可否を決定し、別記第2号様式により速やかに当該申請者へ通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金を返還させることができる。

(業務の委託)

第8条 市長は、助成金の交付事務の全部又は一部を委託することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。